

災害時要援護者避難支援制度のお知らせ

災害が起きたら、高齢者や障がい者などをみんなで助けましょう！

●災害時要援護者避難支援制度ってなに？

集中豪雨や地震などの災害が起こった時、高齢者や障がい者などの「災害時要援護者」(災害時に支援を必要とする人)は、自力避難が困難となります。そこで、要援護者を、誰が避難所に誘導するかなどについて、あらかじめ地域住民の皆さんで決めておく『地域ぐるみの助け合い(共助)』の制度です。

この制度は、避難支援に携わる人々の温かい善意によって支えられている制度で、普段からの地域の助け合いによって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。

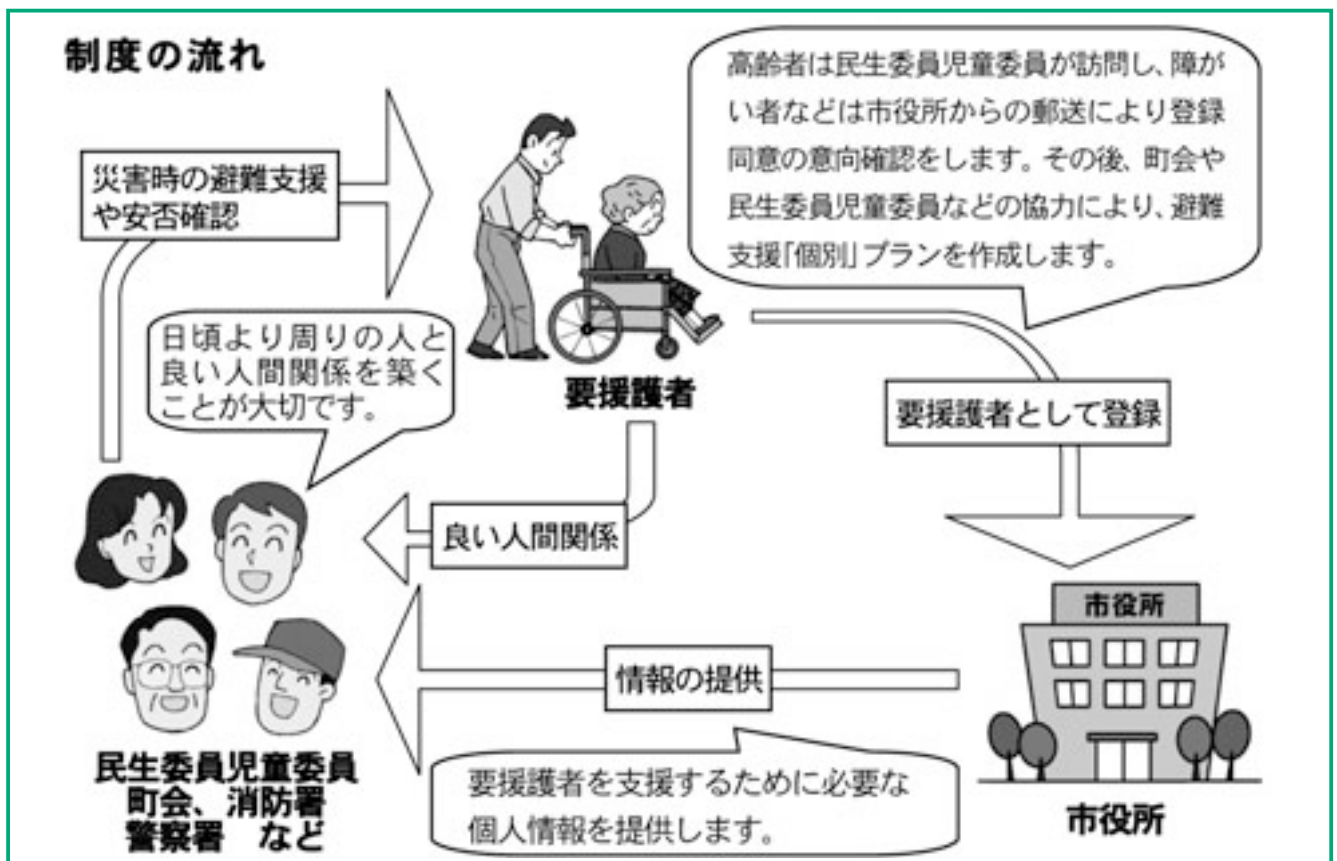
●どんな人が登録できるの？

「災害時要援護者」として登録できる方は、在宅で生活している高齢者(75歳以上)など次の①～⑧のいずれかに該当する方の中で、災害が起こった時、自力や家族の支援では避難が困難となる方です。

①ひとり暮らし高齢者、②高齢者世帯、③介護保険の要介護認定者(要介護3以上)、④身体障がい者(主に1・2級)、⑤知的障がい者(A1・A2・B1・B2)、⑥精神障がい者(主に1級)、⑦難病者(神経系)、⑧その他災害時の支援が必要と認められる方(①～⑦に準ずる方で日常は家族などの援助を受けているが、災害時には支援が必要な方)

●登録するとどうなるの？

災害が起こり避難勧告や避難指示があった時、避難支援者による避難支援(災害に関する情報を伝えてもらったり、一緒に避難するなどの支援)や安否確認が行われます。なお、登録すると要援護者を支援するために必要な情報を記載した避難支援「個別」プランが台帳として整備され、市、消防署、警察署、地域(町会と民生委員児童委員)に情報が提供されます。



■問合せ 社会福祉課 ☎(20)3020

佐野市公の施設の指定管理者が決定しました

▶ 指定管理者とは

市の指定を受けた団体が「指定管理者」となり、公の施設の管理運営を行います。指定管理者には株式会社などの民間事業者を含めた幅広い団体を指定することができます。

▶ 制度の目的

公の施設の管理運営に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的とするものです。

▶ 指定管理者の決定方法について

提出された指定申請書の内容を「指定管理者選定委員会」において審査し、選定された指定管理者候補者が市議会の議決を経て指定管理者となりました。

▶ 審査内容

- ①住民の平等利用が確保されているか、②施設の効用（設置目的）が最大限発揮されているか
③管理経費の縮減が図られているか、④施設の管理運営を安定して行う人的・物的能力を有しているか
⑤事業提案の内容 など

▶ 決定した指定管理者

※指定期間はすべて平成25年4月1日から

対象施設	指定管理者	指定期間
佐野共同高等産業技術学校	職業訓練法人 佐野共同高等産業技術学校運営会	平成28年3月31日まで
①佐野市文化会館 ②佐野市葛生あくとプラザ	株式会社ケイミックス（2施設一体管理）	平成30年3月31日まで
①佐野市立図書館 ②佐野市立田沼図書館 ③佐野市立葛生図書館 ④佐野市視聴覚ライブラリー	大高商事・藤井産業・図書館流通センター 共同事業体（4施設一体管理）	
①佐野市田沼グリーンスポーツセンター ②佐野市田沼総合運動場 ③佐野市田沼西運動場	フクシ・佐野造園業組合共同事業体 （3施設一体管理）	

■問合せ 行政経営課 ☎(20)3005

市営住宅・駅南ハイツの入居者募集

申込資格や添付書類については、「募集のご案内」を必ずご確認のうえお申し込みください。

「募集のご案内」は、建築住宅課（田沼庁舎）、佐野・葛生の各総合窓口課で2月1日（金）から配布します。

【募集住宅】※家賃は、入居される世帯の収入により決定します

住宅名	完成年度	構造・間取り	家賃	募集戸数	備考
高萩	昭和63年	4階建 3DK	21,000～41,300円	1戸	
浅沼	昭和58年	4階建 3DK	17,300～34,100円	1戸	
米山	平成6年	7階建 2DK	18,000～35,300円	2戸	単身申込可能・エレベーター有
	平成13年	7階建 2LDK	22,300～43,800円	2戸	エレベーター有
	平成4年	10階建 3DK	22,300～43,800円	2戸	エレベーター有
奈良淵	昭和55年	4階建 3DK	13,800～27,200円	3戸	風呂釜、浴槽あり
米山南	昭和56・57年	4階建 3DK	14,900～29,700円	2戸	
駅南ハイツ	昭和63年	5階建 3DK	35,000円	1戸	再開発住宅

▶ 申込 2月4日（月）～15日（金）の間に、直接、建築住宅課（田沼庁舎新館1階）へ

応募が募集戸数を超えた場合は、公開抽選により入居者を決定します。

※入居の際には連帯保証人が2人必要となります

（二次募集）募集戸数に満たない住宅があった場合は、二次募集を行い、随時入居者を決定します。

■問合せ 建築住宅課 ☎(61)1166